

令和 8 年度 那覇市ミーティング・インセンティブトラベル・コンベン ション開催歓迎メニュー提供業務委託 プロポーザル募集要領

本公募は、本市の令和 8 年度那覇市一般会計当初予算の成立を前提とした事前準備行為であり、本企画提案の募集は、令和 8 年度那覇市一般会計当初予算成立後に効力を生じる案件であるため、予算が成立しない場合、事業者選定等は実施しない。また、沖縄振興特別推進交付金の決定がない場合も同様とする。また、実施しないことにより応募者又は受託候補者に損害が生じた場合であっても、本市はその損害の一切を負わない。

令和 8 年 2 月 9 日

那覇市 経済観光部 観光課

目 次

1	業務概要	3
2	見積上限額	4
3	参加資格要件等	4
4	質問及び回答	4
5	参加表明書等の提出について及び参加資格の審査	5
6	企画提案書等の提出について	6
7	企画提案の審査方法及び評価基準等	6
8	失格事項	7
9	審査結果の通知・公表	7
10	契約締結に向けての協議	8
11	契約に関する基本事項	8
12	その他	8
13	問合せ先	9

1 業務概要

(1) 業務委託名

令和 8 年度那覇市ミーティング・インセンティブトラベル・コンベンション開催歓迎メニュー提供業務委託

(2) 業務の目的

那覇市内で MICE を開催する主催者・参加者に対して那覇市の地域資源（那覇市泊漁港で水揚げされた、なはまぐろ[以下、「なはまぐろ」という。]や伝統芸能、歴史、工芸、ビジネスなど）を活用したメニューの提供を行うことにより、那覇市開催による満足度向上及び地域資源の認知向上を目的とします。各種メニューの実施については、提案者の創意工夫を期待するものです。

(3) 業務の内容

別紙「令和8年度 那覇市ミーティング・インセンティブトラベル・コンベンション

開催歓迎メニュー提供業務委託 企画提案仕様書」（以下「仕様書」という。）参照。

(4) 履行期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 1 4 日（日）まで

(5) 契約締結までの流れ

ア プロポーザル参加申込書（様式第 1 号）の提出があった者について、参加資格の有無を確認します。

イ 参加資格を有する者より、企画提案書の提出を受け、書類審査及びプレゼンテーションを実施し、最も評価の高い者を優先交渉権者に選定します。

※ 応募事業者が 4 者を超えた場合は、選定委員会において書類審査を行う。その場合の書類審査の評価基準は、別紙「企画提案審査評価基準」とし、評価における上位 4 位を審査の対象に選定する。

ウ 優先交渉権者と契約に向けた協議を行い、協議が整った場合、契約を締結します。協議が整わなかった場合は、次点者との協議に移るものとします。

(6) スケジュール

公募開始	令和 8 年 2 月 9 日（月）
メール質問受付期間	令和 8 年 2 月 9 日（月）～ 2 月 2 5 日（水） 正午
メール質問回答	令和 8 年 2 月 2 7 日（金） 午後 5 時までに
参加表明提出期限	令和 8 年 3 月 1 0 日（火） 午後 2 時
提案書提出期限	令和 8 年 3 月 1 7 日（火） 正午
書類審査結果通知	令和 8 年 3 月 1 1 日（水）
プレゼンテーション	令和 8 年 3 月 2 4 日（火）
選定結果通知	令和 8 年 4 月 1 日（水）
契約予定日	令和 8 年 4 月上旬を予定

2 見積上限額

見積上限額は、4,857,000 円（消費税及び地方消費税含む）です。

- （１）この金額は契約予定額ではなく、費用上限等を示すものです。
- （２）採用された企画提案に基づき業務内容を調整の上、再度見積もりを求めます。

3 参加資格要件等

プロポーザルに参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、次のすべての要件を満たしていることとします。

- （１） 沖縄県内に本社若しくは支店又は営業所を有する法人であること。
- （２） 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。
- （３） 本市の市税の納税義務がある者にあつては、その市税に滞納がないこと。
- （４） 参加しようとする法人及びその役員並びに個人が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条及び那覇市暴力団排除条例（平成 24 年条例 1 号）第 2 条に規定する暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う団体でないこと。
- （５） プロポーザル参加申込書提出の日から本業務にかかる受託者の特定の日までの間、那覇市から指名の停止を受けていないこと。
- （６） 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき、更生手続きの開始の申し立てがなされている者でないこと。また、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき、再生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。
- （７） 役員に破産者及び禁固以上の刑に処せられている者がいないこと。
- （８） 過去 5 年間に国又は地方公共団体等と類似の契約を締結し、誠実に履行した実績を有すること。
- （９） 参加希望は単独に限らず共同企業体でも可とします。
共同企業体で応募する場合は、3 社以内で構成し、共同企業体の代表は沖縄県内に本社又は支社を有する法人であること。

なお、共同企業体の場合の要件は以下のとおりとします。

- ア 共同企業体を代表する事業者が応募を行うこと。
- イ 共同企業体を構成する全ての構成員が(1)~(7)の要件を満たす者であること。
- ウ 共同企業体を構成する事業者単位又は全体で(8)の要件を満たす者であること。

4 質問及び回答

参加表明書及び企画提案書の作成等について質問がある場合は、次の通り質問書により提出して下さい。

- （１） 質問受付期間

令和 8 年 2 月 9 日（月）から令和 8 年 2 月 2 5 日（水）正午まで

(2) 質問方法

(1) の期間内に質問書（様式第 4 号）を電子メールで提出して下さい。

提出先 E メール lg-kan002@city.naha.lg.jp

※メール送信後、観光課（098-862-3276）へメールの到着を確認すること。

※メール件名は「那覇市ミーティング・インセンティブトラベル・コンベンション開催歓迎メニュー提供業務に係る質問」とすること。

(3) 回答

回答は、令和 8 年 2 月 2 7 日（金）午後 5 時までに那覇市公式ホームページ等にて回答を掲載します。なお、質問への回答内容は、本要領の追加又は修正とみなします。

5 参加表明書等の提出について及び参加資格の審査

(1) 提出期限等

ア 提出期限 令和 8 年 3 月 1 0 日（火）午後 2 時（必着）

イ 提出方法 持参又は郵送（簡易書留）、宅配便による提出

ウ 提出先（宛先）

〒900-8585 沖縄県那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号 那覇市役所 6 F 観光課

(2) 提出書類

次の書類を①～⑨の並びで提出してください。

提出書類	留意事項	提出者		
		単 独	共同企業体	
			代表 企業	構成 企業
①プロポーザル参加表明書 （様式第 1 号）	※共同企業体で提出する場合は、 「名称又は称号」には、「〇〇・〇 〇共同企業体」等、共同企業体 であることを明記して下さい。	○	○	—
②定款又はそれに代わるもの （写し可）	※写しを提出する場合には「原本と 相違ない」旨、社印等押印して下さい。	○	○	○
③市税の完納（滞納がないこと）を証明す る書類（写し可）	※提出日から起算して 90 日以内 に発行されたものに限る。	○	○	○
④直近の過去 2 期分の財務諸表 （貸借対照表及び損益計算書など）		○	○	○
⑤登記事項証明書 （写し可）	※提出日から起算して 90 日以内 に発行されたものに限る。	○	○	○

⑥会社概要書（様式第2号）		○	○	○
⑦受託業務実績書 （様式第3号）		○	○	○
⑧共同企業体協定書(様式第5号)	※本業務において共同企業体にて 応募する場合があります。	－	○	－
⑨誓約書（様式第6号）		○	○	－

（３） 参加資格の確認

提出して頂いた書類を基に本公募にかかる参加資格の確認を行います。参加資格の確認終了後、その結果を参加者全員へ通知（3月11日予定）します。

6 企画提案書等の提出について

企画提案書を提出する場合は次の通り提出してください。

なお、参加表明書等提出後、都合により辞退する場合は、参加辞退届（様式第8号）により届け出てください。

（１）提出期限等

ア 提出期限 令和8年3月17日（火）正午（必着）

イ 提出方法 持参又は郵送（簡易書留）、宅配便による提出

ウ 提出先 （宛先）

〒900-8585 沖縄県那覇市泉崎1丁目1番1号 那覇市役所6F 観光課

エ 企画提案書の作成方法

【別紙1】企画提案書作成要領 をご参照下さい。

（２）提出書類

企画提案書提出届（様式第7号）1部と次の書類を9部（正本1部・副本8部）提出してください。

ア 企画提案書

イ 企画提案書を補完するため必要な参考資料（任意）

ウ 見積書

※上記書類をア～ウの並び、1部単位でA4フラットファイル等に綴じ、書類・様式毎にタブを貼付すること。

7 企画提案の審査方法及び評価基準等

（１）審査機関

審査は、那覇市職員で構成する選定委員会にて企画提案の審査及び評価を行います。

(2) 評価項目

【別紙 2】 企画提案審査評価基準の評価基準をご参照下さい。

(3) 選定方法

企画提案書及び提案者によるプレゼンテーションにより審査及び評価を行い、選定します。

※事業者の選定は非公開で行われ、審査の経過等、審査に関しては公表いたしません。

(4) プレゼンテーション審査について

項目	詳細
日時 会場	令和 8 年 3 月 2 4 日 火曜日（予定） 会場：那覇市役所本庁舎 9 0 1 会議室 ※時間の詳細は改めてメールでお知らせします。
留意点	・プレゼンテーションの順番は、プロポーザル参加表明書（様式第 1 号）等の受付順とします。 ・企画提案書を基にプレゼンテーションを行うこととし、当日の追加資料の配布など、事前に提出された提案書以外の資料を使用しての説明は不可とします。当日の内容変更は一切認めません。 ・設定時間については、1 事業者につき、プレゼンテーション 15 分、質疑応答は 15 分以内とします。 ・入室者は 2 名までとします。 ・プロジェクター、スクリーンのみ事務局にて用意しますので、その他プレゼンテーションに必要な物は持参して下さい。（プロジェクター接続は H D M I 端子のみ。）

8 失格事項

次のいずれかに該当した者は失格とします。

- (1) 企画提案書提出期限又はプレゼンテーションの開催日時に遅れた場合
- (2) 募集要項、企画提案書作成要領に定める事項に故意に違反した場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載をしたことが判明した場合
- (4) 募集要項に定める方法以外で市職員、審査委員等に対して本案件について接触をはかり、接触した事実が認められた場合
- (5) その他公平な競争の妨げになる行為、事実があったと判断した場合

9 審査結果の通知・公表

- (1) 審査結果は、提案者全員に通知します。
- (2) 優先交渉権者の選定後、速やかに優先交渉権者及び次点者名を本市ホームページにて公表するものとします。

- (3) 審査結果についての異議申立及び問い合わせには、一切応じないものとします。

10 契約締結に向けての協議

(1) 企画提案の確定について

- ア 契約締結に向けて優先交渉権者と協議を行います。優先交渉権者の選定をもって優先交渉権者の企画提案書等に記載された全内容を承認するものではありません。
- イ 本市との協議において、必要な範囲内において企画提案書の項目の追加、変更及び削除（以下「追加等」という。）を行った上で、本契約の仕様に反映させることができます。ただし、追加等を行う場合は、審査結果に影響を与えない範囲で行うものとします。

(2) 協議の成立

- ア 優先交渉権者との協議が成立した場合は、契約の締結を進めるものとします。
- イ 優先交渉権者との協議が成立しない場合は、次点者と順次、協議を開始するものとします。
- ウ 協議が成立したものを以下「受託候補者」といいます。

(3) 見積書の徴取について

- ア 協議後、受託候補者から契約締結に伴う見積書を改めて徴取します。
- イ 見積金額は、原則として企画提案時に提出した見積上限額を超えないこととします。ただし、協議時に企画提案書の項目に追加等があった場合はこの限りではありません。

11 契約に関する基本事項

契約保証金は那覇市契約規則第 30 条第 1 項第 9 号の規定により免除することとします。

12 その他

(1) 対象経費について

本事業に係る対象経費は、以下のとおりです。

ア 直接人件費

本業務に従事する者の作業時間に対する人件費

イ 直接経費

本業務の実施に係る経費（消耗品費、印刷製本費ほか、その他諸経費）。

ウ 再委託・外注費

受託者が直接実施することができないもの、又は適当ではないものについて、他の事業者にも再委託するために必要な経費（準委任契約、請負契約の契約体系を問わない）。

エ 一般管理費

事業を行うために必要な経費であって、当該事業に要した経費として抽出・特定が困難な経費。

（ア 直接人件費＋イ 直接経費）×一般管理費率（10%以内）により算出すること。

オ 消費税及び地方消費税

委託契約は一般に消費税法上役務の契約に該当し、原則として経費全体が消費税及び地方消費税の課税対象となるため、事業に要した経費は税抜き額で計上し、その後、事業費と一般管理費の合計額に消費税率 10%分を加算するものとする。

なお、消費税の計算につき、1 円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てること。

(2) 留意事項

- ア. 企画提案は 1 者（共同企業体で事業を提案する場合には 1 共同企業体）につき、1 提案であること。
- イ. 本公募の提案にかかる経費は、企画提案者負担とし、提出していただいた企画提案書は返却いたしません。
- ウ. 様式第 1～4,6～8 号に押印は必要ありません。
(様式第 5 号共同企業体協定書は押印してください。)
- エ. 提出された書類は、那覇市情報公開条例に基づき公開する場合がございます。
- オ. 那覇市役所地下駐車場は有料となっており、本件に関する来庁について無料券は発行できません。予めご了承ください。

13 問合せ先

那覇市役所 経済観光部 観光課 MICE 推進グループ（担当 玉城、城間、石原）

〒900-8585 沖縄県那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号 6F

電話（直通） 098-862-3276 F A X 098-862-1580

E メール lg-kan002@city.naha.lg.jp